

## 第二期地方分権改革の推進に関する決議

地方分権改革推進法に基づき、本年4月に地方分権改革推進委員会が発足し、第二期分権改革がスタートした。

地方分権改革の目標は、「国が決めて地方が従う」という中央集権システムからの転換を図ることで、高齢者や障害者の福祉、子育てや教育、まちづくりなど、人々の暮らしを支える住民サービスに関する地方の役割をより拡大し、住民が安全・安心に暮らせる豊かな社会を実現することにある。

同時に、文化、産業などの面で地域の個性を活かした多様性と創造性にあふれた社会を実現することにある。

平成18年度までの「三位一体の改革」では、3兆円の税源移譲がなされたものの、我々が求めていた国の関与を廃止・縮小し、地方の自由度を高めるための改革は実現せず、分権改革は未完のままである。

第二期地方分権改革においては、「地方にできることは地方が担う」、「自己決定・自己責任」、「地方の自立と連帯」、「国と地方の二重行政の解消」の四つを基本原則として、改革を強力に推進すべきである。

よって、国においては、下記事項の実現を図るよう決議する。

### 記

#### 1. 消費税等の税源移譲などによる地方税源の充実強化

国税と地方税の税源配分をまずは5:5とすること。その際、消費税等の税源移譲などによる税源の偏在性が少ない地方税体系の構築を図ること。

## **2. 国と地方の役割分担の見直しと一体的な権限・事務・財源の移譲**

「地方にできることは地方が担う」という原則の下、国と地方の役割分担を見直し、一体的に権限・事務・財源の移譲を進めること。

## **3. 国と地方の二重行政の解消等による行政の簡素化**

国の地方支分部局の廃止・縮小による国と地方の二重行政の解消、国による過剰関与・義務付け・枠付けの廃止・縮小、国庫補助負担金の削減によって国・地方を通じた行政の簡素化を推進すること。

## **4. 「地方共有税」の導入**

「地方交付税」を国の特別会計に直接繰り入れ等を行う「地方共有税」に変更し、地方固有の共有財源であることを明確にすること。

## **5. 「(仮) 地方行財政会議」の法律による設置**

地方の意見が反映されるよう「(仮) 地方行財政会議」を法律により設置すること。

## **6. 分権改革に対応した議会の権能強化**

分権改革に対応した議会の権能強化を図ること。

平成19年6月19日

**第83回全国市議会議長会定期総会**

## 地方交付税の総額確保と地方税源の充実強化に関する決議

現下の地方の財政は、地方交付税の大幅な削減や累次の歳出削減により地域間の格差が拡大する中で、未曾有の危機に直面している。

地方は、市町村合併や行財政改革に積極的に取り組んできているが、もはや限界に達しており、少子高齢化が進む中、社会保障費が増嵩する一方で、十分な税財政措置を伴わない新たな事務の増大などにより、財政の硬直化を引き起こしている。

地方に対するこれ以上の地方交付税の削減は、地方財政の硬直化に拍車をかけ、市民の日常生活に欠くことのできない市民サービスの提供に深刻な影響を与えることが懸念される。

地方交付税は地方固有の財源であり、国の財政再建のための一方的な削減は断じてあってはならない。

また、地方が責任をもって自立した行財政運営を行うためには、更なる地方税源の充実強化が不可欠である。

よって、国においては、地方の自立した行財政運営を可能とするため、下記事項の実現を図るよう決議する。

### 記

#### 1. 地方交付税の法定率堅持と所要総額の確保

地方交付税の法定率を堅持し、地方交付税の所要総額を確保すること。

#### 2. 地方交付税の財源調整機能及び財源保障機能の堅持

地域間の財政力格差を是正し、地域社会に必要な不可欠な市民サービスを等しく提供するため、地方交付税の財源調整機能及び財源保障機能を堅持すること。

### **3. 地方税源の充実強化**

地方税源の充実強化を図るため、まずは地方消費税の充実に最優先で取り組むこと。

平成19年6月19日

**第83回全国市議会議長会定期総会**

## 地方分権改革・道州制調査特別委員会の設置について

### 1. 設置の目的

地方分権改革推進法に基づき、今後政府が決定する地方分権改革推進計画の作成に向けて、地方分権改革推進委員会が去る平成19年4月1日発足し、第二期分権改革の議論が進められている。

また、地方分権や市町村合併の進展等に伴い道州制導入の必要性についての議論が高まり、現在、政府及び与党において道州制導入に向けての検討が進められている。

以上のような状況のなか、地方が望む分権改革の実現を図るため、地方分権改革推進委員会に対する本会の意見のとりまとめ及び道州制のあり方について調査・検討を行う必要があり、地方分権改革・道州制調査特別委員会を設置する。

### 2. 位置付

会則第22条第3項の規定に基づく特別委員会とする。

### 3. 委員構成

委員は次のとおりとし、会長が委嘱する。

(1)部会長 9人

(2)委員会の委員長 6人

(3)政令指定都市、中核市及び特例市の議長の中から会長が指名する者 6人

(4)人口20万人未満の市の議長の中から会長が指名する者 9人

(5)その他会長が必要と認める者

正副会長は、会議に出席して意見を述べることができる。

### 4. 委員の任期

委員の任期は、委嘱の日から翌年度の定期総会の日までとする。

### 5. 正副委員長

委員の互選により、委員長1人、副委員長3人を置く。

### 6. 委員会の設置期間

平成19年6月19日から平成22年の定期総会の日までとする。

### 7. その他

分権改革推進会議（平成17年7月13日設置）は廃止する。

## 地方分権改革・道州制調査特別委員会設置要綱

### (設置)

第1条 地方分権改革及び道州制に関する調査・検討を行うため、会則第22条第3項の規定に基づき、地方分権改革・道州制調査特別委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1)地方分権改革推進委員会に関すること。
- (2)道州制のあり方に関すること。

### (設置期間)

第3条 委員会の設置期間は、平成19年6月19日から平成22年の定期総会の日までとする。

### (組織)

第4条 委員会の委員は、次に掲げる者とし、会長が委嘱する。

- (1)部会長 9人
  - (2)会則第22条第1項に規定する委員会の委員長 6人
  - (3)政令指定都市、中核市及び特例市の議長の中から会長が指名する者 6人
  - (4)人口20万人未満の市の議長の中から会長が指名する者 9人
  - (5)その他会長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、委嘱の日から翌年度の定期総会の日までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 会長及び副会長は、会議に出席して意見を述べることができる。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長1人及び副委員長3人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会議の議長として委員会の議事運営を掌る。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。
- 5 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長を互選するための委員会は、会長が招集する。

### (学識経験者等の出席)

第6条 委員会において、必要があると認めるときは、学識経験者等の出席を求め、意見を聴くことができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関しては、本会委員会規程によるものとする。

附 則

この要綱は、平成19年6月19日から施行する。

## あらゆる暴力行為の根絶に関する緊急決議

去る4月、伊藤一長・前長崎市長は市長選挙の最中に凶弾に倒れた。選挙期間中の候補者に対するこのような暴挙は、卑劣極まりなく、民主主義の根幹をゆるがすものであり、断じてゆるすことはできない。

また、その後も銃器を使用した市民生活の安寧を脅かす凶悪事件が相次いで発生している。

我々は、このようなことが二度と起らないようにし、市民が安全に、かつ、安心して暮らすことができる社会を実現するため、理不尽な暴力、威圧行為、違法又は不法な不当要求行為といった行政対象暴力などの、あらゆる暴力行為を社会から根絶する決意であることをここに表明する。

以上決議する。

平成19年6月19日

**第83回全国市議会議長会定期総会**